

○宮崎大学医学部代議員会規程

〔平成 16 年 4 月 1 日
制 定〕

改正 平成 16 年 7 月 14 日 平成 17 年 4 月 1 日
平成 17 年 12 月 14 日 平成 19 年 3 月 22 日
平成 27 年 9 月 2 日 平成 30 年 4 月 11 日
令和元年 7 月 3 日 令和 3 年 3 月 3 日
令和 4 年 4 月 6 日

(趣旨)

第 1 条 宮崎大学医学部教授会規程第 9 条第 2 項の規定に基づき、代議員会の組織及び運営に関する必要な事項を定めるものとする。

(代議員会の種類)

第 2 条 代議員会は、医学科会議及び看護学科会議（以下「学科会議」という。）とする。

(組織)

第 3 条 医学科会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学部長
- (2) 医学科長
- (3) 基礎系医学講座の教授
- (4) 臨床系医学講座の教授
- (5) 医療人育成推進センターの専任教授
- (6) 附属病院の教授
- (7) その他医学科会議が必要と認めた者

2 看護学科会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 医学部長
- (2) 医学部副学部長（教務担当）
- (3) 医学部副学部長（研究担当）
- (4) 看護学科長
- (5) 看護学科の教授
- (6) その他看護学科会議が必要と認めた者

(審議事項)

第 4 条 学科会議は、教授会が必要と認めた事項を審議する。ただし、学科長が必要と認めたときは、教授会に審議を付託することができる。

(議長)

第 5 条 学科会議に議長を置き、当該学科長をもって充てる。

- 2 議長は、学科会議を主宰する。
- 3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する構成員がその職務を代行する。
- 4 議長は、学科会議において審議した結果を教授会に報告するものとする。

(会議)

第 6 条 学科会議は、学科長が必要と認めたとき、又は構成員の 3 分の 1 以上の要請があったときに招集するものとする。

(会議の成立)

第 7 条 学科会議は、構成員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立する。ただし、海外出張中及び海外研修中の者は、構成員の数から除くものとする。

(議決)

第8条 学科会議の議決は、特に定めるもののほか、出席者（医学部長を除く。）の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、医学部長の決するところによる。

(構成員以外の者の出席)

第9条 議長は、必要と認めたときは、学科会議の承認を得て、構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(庶務)

第10条 学科会議の事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、学科会議の運営について必要な事項は、学科会議において別に定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成16年7月14日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年12月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年3月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月11日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月6日から施行する。